

修験寺への縁切り駆け込み

—羽前国村山郡寒河江・最上院文書—

高木 侃

解題

一 本小稿は、副題の通り、山形大学附属図書館所蔵になる羽前国村山郡寒河江・最上院文書¹にみられる駆け込み文書を翻刻したものである。²

最上院は、三か院四十八坊からなる一山体制を形成する慈恩寺の、その三か院の一つ、天台宗別当で、六八七石二斗三升という一山内で最大の朱印地を有した。³

ところで、慈恩寺は慈恩宗本山で、山号は瑞宝山。寺伝には七四六（天平十八）年婆羅門僧止の開基とされ、初めは法相宗、のちに天台・真言両宗を修し、修験道の祈禱寺である。

江戸時代には八楸村をはじめ二八一二石余の朱印地を領し、天台宗別当最上院と真言宗学頭宝蔵院のもとに一山体

制を形成した。

最上院は別当として寺司・宝前・月藏・与力・右京・常陸などの一山役人を配下におき、また最上院衆徒（妻帯修験）二十か坊を統括していた。また、一山の事務と家政を司る別当所用部屋がおかれていた。

二 本稿に紹介するのは、女性（ことに女房⁴）の修験寺への縁切り駆け込みであるが、一件（史料3）を除いて、いずれも女房の駆け込みである。通例、縁切り駆け込みといえは、関東に二つあった縁切寺のことが想起されるが、ここでは修験寺への駆け込みである。しかもその多くは、「御当院御台所え御歎申欠込」（史料1）、「御当院様御台所え罷上り、難波之訳柄色々申上、歎込御救ひ被成下度旨申之」（史料4）とみえるように最上院の「御台所」へ駆け込んだという。寺の「御台所」へは庶民も出入りが許され

た場で、そこへの駆け込みは、非公式な訴えとして、個別に救助の手を差し伸べることができたのである。

筆者は上州小幡藩の武家屋敷台所への縁切り駆け込みを紹介し、これを「台所訴」と称したが、藩では、たとえ「台所訴」であったとしても、それは本来「差越願」であり、「心得違」であるから、タテマエとしては受理しえないという立場をとる。駆け込み女はひとまず町世話役等につき渡され、そこで「内調」つまり非公式な取り調べがなされる。町世話役は、藩の町奉行の一執行機関であったから、関係者などの呼び出しをした上で、藩の威光を背景に内済離縁を成立させたのである。

最上院への台所訴は、武家屋敷とは異なり、受理できないものとは考えず、少なくとも駆け込みの事情、本人の嘆願の様子から、これを受理したのである。さもないときは女の「一命相捨可申と決心仕」、あるいは「身命相捨可申より外無之」と自殺の決意をほめかされ、「(寺の)御慈情」・「格別之御慈愛」・「広大之御慈愛」、つまり寺の慈悲心から駆け込み訴えを受理したのである。

なお、女房でない奉公人の駆け込みが一件あった(史料3)。まづえは旅籠屋の奉公人(飯盛り)として契約したが、飯盛りと偽り「売女商売いたさせ」、まことに難渋迷惑と申せば、主人夫婦の責め折檻。「昼夜苦界之勤」耐え難く、最上院配下の延命坊に駆け込んだ事例である。延命

坊が願人になり、支配の天童藩二代目藩主織田兵部少輔信学の役所に、御威光をもって女の願通りに解決してほしい旨、願書をしたためた。この織田氏は先に台所訴を受理した上州小幡藩から入封してきた藩主で、あるいはこの種の駆け込みに一定の理解を示すことが周辺に熟知されていたのであろうか。

三 女房の駆け込みのうち、当初は離縁を求めて駆け込むも、寺の説得で夫が承伏して不法を改めることが約束されて復縁する事例が見られる(史料1・2・5・7・10)。嘉永元(一八四九)年最上院役人から出羽松山藩酒井石見守忠良の左沢役場にしたためた願書がある。それによれば貫見村庄六娘つよが最上院へ助けを願って駆け込んだ。

それを受理して、「取調」のところ、前年二月大木村弥内三男兵蔵を聲に迎えたが、追々夫婦仲が悪くなり、つよの両親とも和融しないということであった。そこで、最上院では夫を説諭し、さらに夫方名主に離婚交渉の仲介を依頼し、穏便の解決を図ろうとするが、名主は聲のかたをもつてか、再三再四の文による説得にも応じないので、これでは「一山法中之規格」がたたないと、ここでも支配の酒井石見守忠良の権威をかりて離縁をかなえようと目論んだのであるが、史料は二通(8・9)あるものの、どのような結論に至ったかは不明である。

最上院は女房の駆け込みに対して多くは夫のもとに帰る

べく、まず女房を説諭したが、離縁意思が固いときには、夫に不埒を改めることを約束させて復縁させた。その上で夫が「前非相弁ひ心底相改」め、女房へ対して「無筋之義申掛間敷急度相誓ひ」、復縁することになった。しかし、夫の改心と誓約が反古にされている様子を聞き及んだときは女房は「一旦御取上救命願候女之義、離別離縁之筋不拘御引取被成、如何様被成下候とも一言之故障申上間敷候」とある。つまり一度最上院が救助した女なので、そのような様子がみえたら、今度こそたとえ最上院が引き取って離縁になったとしても一言の文句も言わないとしている。再び夫不埒のときは離婚で解決されたのである（史料4・6）。

以上の通り、縁切寺以外の場にも、女房にとつての縁切り駆け込みの場が存在したことの、ささやかな報告である。

注

(1) 「文政七年（嘉永元年） 駆込み訴え文書」として一括して綴られている。登録番号212・5、S39、1-267」である。館並びに担当者に謝意を表す。

(2) 全部で十通あるが、すでに『山形県史 資料編十四 慈恩寺史料』（一九七四年三月）に五四五～五四八まで四通が翻刻・紹介されており（史料1・2・4・8）、また山口智「アジールと近世寺院」（『西村山地

域史の研究』第8号、一九九〇年九月）に別の二通が翻刻・紹介されている（史料6・9）。とはいえ、ここでは駆込み訴え文書全体を明らかにすることと、本稿で指摘はしなかったが、一部に誤植がみられるので、あえて翻刻する意味を見出したのである。

なお本稿での表題は『県史』にならった。したがって、村名に羽前国村山郡を冠するのは省略した。

(3) 最上院については、阿部西喜夫「慈恩寺の歴史」（山形県教育委員会『慈恩寺文書調査報告書』一九八八年三月）参照。

(4) 江戸時代は今日の妻にあたる呼称は、狭義には女房を用いたので、本稿でもそれを踏襲した。ちなみに妻は狭義には妾を意味する。

(5) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』（成文堂、一九九〇年）四二八頁以下、同『三くだり半と縁切寺』（吉川弘文館、二〇一四年十二月復刊）一八五・六頁。

(6) 史料の引用は、前掲注(5)『縁切寺満徳寺の研究』凡例に拠った。

付記

本稿は、平成二十三年度専修大学研究助成（個別研究）をえた「縁切り駆け込みに関する研究―縁切寺以外の場―」の成果の一部である。特記して感謝の意を表したい。

史料目次

- 1 文政七年五月 天童田町忠治郎女房駈込一件
- 2 天保十二年九月 松橋村權助女房駈込一件
- 3 天保十五年十二月 酒屋飯盛り女駈込一件
- 4 弘化二年四月 石川村文右衛門女房駈込一件
- 5 弘化二年七月 白岩村利吉女房駈込一件
- 6 弘化四年正月 楯西村喜代治女房駈込一件
- 7 弘化四年八月 米沢村栄藏女房駈込一件
- 8 嘉永元年八月 貫見村庄六娘駈込一件
- 9 嘉永元年九月 同 駈込一件
- 10 巳年三月七日 岩木村与七女房駈込一件

史料

1 文政七年五月 天童田町忠治郎女房駈込一件

差上申一札之事

一天童田町忠治郎女房りく 御当院御台所え御歎申欠込、御差置被下候処、親類之者共罷上り、願之通御下ケ被下、長々御世話之段難有奉存候、其後夫忠二郎無拋存慮を以、又候御歎申込、四郎兵衛・彦右衛門・仁兵衛取斗過候義有之、御當院輕率ニ心得候義ニモ相当り、其外四郎兵衛・忠二郎兄弟之不熟、親類共行違之義取纏、すてに掛

り合ニ可相成候処、相方御有知書取斗方之義ハ、右三人之者共より御詫申上、兄弟之い^(か)ミ合ハ扱人貫請、以来申分無之熟談仕、偏ニ御慈情と一統難有仕合奉存候、仍て差上申一札如件

文政七年

申五月廿六日

沢畑村

願人

四郎兵衛^印

高瀬村

同

彦右衛門^印

箕輪村

同

仁堀衛^印

天童

忠治郎^印

慈恩寺

扱人

恒治^印

最上院様

御台所

2 天保十二年九月 松橋村権助女房駈込一件

差上申一札之事

上小泉村名主権太郎組下傳吉娘ふくと申もの、谷地松橋村権助女房罷成居候処、同人儀困窮ニ付、高屋村太兵衛方え下女奉公ニ罷出候処、持病差発り、難儀仕候得共、権助儀養生手当も致し呉不申候ニ付、無抛罷出、御當院様え歎込願、御厄介御救之程難有奉存候、右ニ付今般拙者とも罷出、奉公向之儀は故障無之様相片附、且夫卜権助儀、右ふく女病症養生之儀も等閑なく手当致し、無筋之儀不申掛、親介抱之儀も無鹿略様致し候様中、急度申聞候処屈伏致候ニ付、右ふく事御返シ被成下候様名主忠左衛門方より添書申請、御当院様御役人中迄願上候処、格別之御勘弁を以早速御聞濟之上、右女御返渡し被下置難有仕合奉存候、然ル上は右女ニ付以後難渋無之様相斗、御願筋等決て申上間鋪候、依之親類組合連印を以一札差上申候、仍て如件

上小泉村

ふく夫

天保十二年丑九月

権 助

組合 孫 八

同 孫 八

同 吉兵衛

親類 徳次

平四郎

慈恩寺

最上院様

御役人中

3 天保十五年十二月 酒屋飯盛り女駈込一件

乍恐以書付奉願上候

慈恩寺山内天台宗延命坊奉申上候義は、去卯年中迄当町酒屋甚兵衛方ニ罷在候まつえと申女、出生当郡楢岡ものにて、甚兵衛方ニ飯盛り奉公ニ七ヶ年季にて金五兩ニ相定受取之、奉公ニ罷在候処、同人方は旅籠屋渡世之義ニ候得共、飯盛りと偽り売女商売いたさせ、以之外之儀誠難渋迷惑仕候得共、否申候得は同人夫婦之もの責問厳敷、無抛年季之内去卯ノ七月迄相勤罷在候得共、昼夜苦界之勤難堪奉存、一命相捨候より外無之底意にて、拙僧方へ泳り込ミ、相救ひ呉候様申ニ付、不便と存差置、甚兵衛方へ念達いたし、近々掛合候ても甚兵衛方落不申、我意申之候ニ付、無抛今般奉願上候義ハ、右まつえ年季

給金五兩甚兵衛方へ差戻し候上ニて、暇出し呉、まつえ身ノ上無難ニ成行候様被仰付被下置度奉願上候、畢竟甚兵衛義、我欲之仕末當時之御趣意ニも相振、売女商売為致、是迄多分之金錢もふけいたし候義は眼前之儀、左候得は残り年季僅之義本金相濟候上ニは、甚兵衛申分も無之義と奉存候間、何卒 御威光を以同人御呼出し、御了解被仰聞、右願之通り被仰付被下置度偏ニ奉願上候、以上

慈恩寺

願人

天保十五年辰十二月

延命坊

同断

差添人

玉藏坊

織田兵部少輔様

御役所

右前文之通り今般無余儀 織田兵部少輔様御役所へ奉願上度候間、何卒 御慈悲を以御添簡被成下置候様奉願上候、以上

願人

天保十五年辰十一月

延命坊

差添人

御本寺様

玉藏坊

4 弘化二年四月 石川村文右衛門女房駈込一件

差上申一札之事

一当已三月中、石川村武右衛門組下善太郎分家文右衛門妻いわ事、御当院様御台所へ罷上り、難渋之訳柄色々申上、歎込御救ひ被成下度旨申之、右は夫ト文右衛門儀、是迄度々疑心ニ妬ミ申掛、種々責さいなミ候仕儀、難堪存候得共、連添候上之儀成丈相堪らひ罷在候得共、弥以追々絶氣難渋申掛不相休候ニ付、無処一生之限り存じ家出いたし候得共、非業之仕成も無本意存じ歎キ申上候ニ付、御不便被為思召御取上被成下候処、文右衛門親類近所之拙者共并八鍬村吉平共々 御当院様へ奉願上、以来文右衛門前非相弁ひ心底相改、いわえ対し決て無筋之義申掛間敷急度相誓ひ、一家相続為致度段達て奉願上候処、格別之御慈愛を以右いわ御下ケ之儀御聞濟被成下難有奉存候、然ル上は、此後家内え立歸り和融相続可仕候、万一前段之様子不相休風と様子柄被及御聞候ハ、一旦御取上救命願候女之義、離別離縁之筋ニ不拘御引取被成、如何様被成下候とも一言之故障申上聞敷候、且又拙者共方え如何様被仰付候とも違背仕聞敷候、依之連印一札差上

申処、仍て如件

弘化二年

巳四月

石川村

文右衛門^印

右親類

善太郎^印

右近所組合

仲次^印

右同断

久右衛門^印

立入人

八鍬村吉平^印

最上院様

御役人衆中

5 弘化二年七月 白岩村利吉女房駈込一件

差上申一札之事

一 今般綱取村初重郎娘きうと申女、白岩村利吉と申もの二縁付罷在候処、右利吉義ハ金堀渡世のものニ候得共、商売打捨博奕下道之遊放埒ニて、家内相続無覚束罷成候俣、女房きう歎ケ敷度々異見仕候得共、一向不相用却て打擲等いたし候俣、一命相捨可申と決心仕候得共、一先思案を致し、当御台所え娘と兩人ニて懸込ミ、一命御救被成

下置候段難有奉存候、然ル処此度夫ト利吉義前非後悔仕、是迄放埒いたし候義は勿論急度相改、以後博奕等之儀決て仕間敷候間、何卒右女兩人共ニ初重郎方え御下ケ被成下置度奉願上候処、早速御聞濟ニ相成難有仕合奉存候、

此上夫ト利吉義家業專一ニ仕、此末路頭ニ迷わせ候儀仕間敷候、且同人とも身体無恙睦敷家内相続仕候様成行候も偏ニ広太之御慈愛と一同難有奉存候、依之拙者共立合銘々連印を以、右女兩人共御下ケ被成下置候上は、以後右ニ付御苦勞相掛り候儀決て仕間敷候、為其連印一札差上申候処、仍て如件

弘化二年

巳七月

白岩村

利吉^印

綱取村

初重郎^印

清助新田

次兵衛^印

最上院様

御役人衆中

6 弘化四年正月 楯西村喜代治女房駈込一件

差上申一札之事

一 寒河江楯西村上町名主幸左衛門組喜代治、同楯北村千治

娘ぶん、去午八月中より連添罷在候処、先達て御当院様御台所え難渋之訳柄色々申上歎込ミ、御救ひ被成下度旨申之、右は夫婦仲合度々口論いたし、殊更夫ト喜代治事、家業打捨身持放埒仕候より、兎角女房え手当も不宜、種々責ふミ候故、当人義難堪存候得共、女性故是迄人々之任已見二連添罷在候処、度々絶氣難渋申掛打擲等致放埒等不相止候二付、無拠一生之限り存見詰も無覚束故、家出いたし候得共、非業之仕成も無本意ト存し、御当院様え欠込ミ御歎キ申上候処、御不便と被思召御取上被成候、此度親類之者 御当院様え奉願上、已来喜代治事前非相弁ひ心底相改メ、ぶんえ対し無筋之儀も申掛間敷急度相慎ミ、一家相統為致度段達て奉願上候処、格別之御慈愛を以右ぶん事御下ケ之儀御開濟被成下難有奉存候、然ル上は此後家内え立歸り和融相統可仕候、万一段之様子不相止風聞様子抔被及御聞候ハ、一旦救命二預候女之儀離別離縁之筋二不抱御引取被成、如何様御支末被成下候共一言之故障等申間敷候、依之連印書面上申処、仍て如件

当人

弘化四年

未ノ正月

親類

喜代治印

組合

最上院様

四郎兵衛印
七日町組
金藏印

ぶん親
千治印

最上院様
御役人衆中

7 弘化四年八月 米沢村栄藏女房駈込一件

〔常陸詫印紙〕

一札之事

一今般拙者共罷出候儀は、先達中栄藏女房清へと申者、有由為欠込御願ひ申上、身上御救被下度旨是迄御助罷在候処、此度夫栄藏儀申事は、以来女房え手当等いたし打擲等不仕旨申二付、御当院様より私共方え御下旨御願申上、夫栄藏方え相返申筈二仕候、若此後如何様之儀御座候とも先方え御懸合之上可然様奉願上候、依之御下被下私共連立罷帰候様成下難有仕合奉存候、以上

米沢館岩

弘化四年八月

善四郎(指印)

善作(指印)

御台所
御役人衆中様

嘉永元年八月 貫見村庄六娘駈込一件

乍恐以書付奉願上候事

一 御朱印地村庄山郡瑞宝山慈恩寺別當天台宗修驗最上院役人川越宗左衛門奉申上候儀は、同郡 御代官石井勝之進殿元御支配貫見村庄六娘つよと申者、当申二月中当院え欠込、相救被下度歎出候ニ付取上置、当人之心為取調様子柄相尋候処、一体去未年二月中、御当領大舟木村弥内三男兵藏と申者媒有之、入智ニ貫受連添罷在候処、追々夫婦仲合不宜、空敷打過し候ても、兎角両親共家内不和融ニも可相成義、種々教諭等被致候得共、何れニも和融致し兼、迎も存命も致兼候躰、無是非当山麓迫罷越候由ニて、救命を受度旨相歎候間、差置候ても和融被致候様可然旨追々種々被申論候趣、何様ニも聞入れ無之、左候ハ、迎も両親之歎忍かたく想像候得共、身命相捨可申より外無之旨乍悲^悲賑^賑相歎、日夜心地も不隱候間、当四月中より度々御領分大舟木村名主長藏方え、当院役僧中より文通を以相頼、成丈ケ御領主御役向御苦勞ニも不奉掛、穩便之斗へ方有之候様致度利解被申聞候て、暇差出呉候様頼入候得共相分り不申、右は最初文通を以遣候砌ハ、

嘉永元年戊八月

瑞宝山

慈恩寺別當

天台宗

右兵藏方え一度も暇相願候上ニて取斗呉候様、使之者え直様返書被遣候得共、元來当院ハ実家ニも無之、暇願等ハ実家より相願可申義、殊ニ庄六方より直々願ひニ参り候義ニは無之、娘津よ一命をも不厭候て歎出候得は、当人之歎願之旨ニて右名主方え願入候義ニ御座候得は、暇願之者ニ不拘成丈穩便ニ致度、尚又書面相遣候処、名主村役共留守中之趣ニて其節度も相分り不申、其後何等之沙汰も無之候間、又々以書面否哉承り度申遣候処、彼れ是れ品能返書等申紛し遣候ニ付、過る七月五日書面相添使を以申遣候処、又々相分り不申、殊ニ慈恩寺えは挨拶難相成候杯申合一向取敢不申、甚以難心得、必竟縁談不熟之義は貫受候方ニて当人之存慮次第、身命をも不厭連添兼候旨歎出候義、一旦当院ニても取上ケ置種々申論候義、何れニも和熟之儀迎も見詰無之、前書之次第ニて埒明兼、一体法中と謾り右様見掠不取留斗へ方、無余義今般以書面此段奉願候間、前書之次第被為聞召訳、何卒右村名主長藏・弥内・兵藏等御召出御調之上、厚御利解被聞、暇差出候様被成下度、偏ニ 御威光之程奉願上候、尚御尋之儀も御座候ハ、追々口上ニて可奉申上候、以上

御朱印地

最上院役人

川越宗左衛門

酒井大学頭様

御領分左沢

御役人衆中様

9 嘉永元年九月 同 駈込一件

乍恐以書付奉願上候

一 酒井石見守様御領分当郡大船木村百姓弥内次男兵藏儀、去未何月中 当郡 御代官石井勝之進様御支配所貫見村百姓庄六方え取持人有之入聲ニ参り候処、追々兩親之氣性ニ落合不申、勿論女房（つと）ちよ共中合不宜候ニ付、右ちよ事当二月中在所を振捨家出いたし、一命をも可相捨存意ニ候処、流石女性之甲斐なき心付より当院え欠込、右之次第相救ひ呉候様達て歎込、慈悲之心附も無之候ハ、一命相捨可申外無之体、至極不便ニ存し取上置、彼是異見申聞候得共、迎も熟縁難相成旨申事故、無余儀大船木村名主長藏方え暇貰ひ受度儀ニ付、離縁談之儀、当五月中文通を以取斗方頼入候処、取敢ニも不相成挨拶返書之趣申越し、其後も追々文通を為杯、使之者口述ニも申含、右取斗方之儀頼入候ても取メ候計方も相見不申、畢竟兵藏方え偏り候仕成二候もの哉、無心元奉存候、且当方ニ

罷在候ちよ事も、氣性も取のほセ候体ニて且夕油断も不相成、自然如何様之儀有之候哉も難斗、左候時は慈悲を以取上候詮も無之、法中之規格も不立、何共歎敷奉存候間、今般無拋奉願上候、何卒 御威光を以弥内・兵藏兩人御呼出、何等之訳柄ニて挨拶ニ難及哉御糺し之上、篤と御利解被仰聞、ちよ方え暇差出呉、当院方ニて取上候一山法中之規格も相立候様被下置度偏ニ奉願上候、右願之通被成下置候ハ、難有仕合奉存候、猶御尋之儀は口上ニて可奉申上候、以上

御朱印地

嘉永元申年九月

慈恩寺別当

最上院役

酒井石見守様

左沢

御 役 場

10 巳年三月七日 岩木村与七女房駈込一件

差上申一礼之事

一 今度私心得違いをもつて不法之致し方ニ付、女房さんと申物 御山内御貴院様 御台所え掛込罷上り御助け被下置難有仕合奉存候、此者御下ケ無之候ては、家（相）そう（統）そく相成兼候ニ付、組合・親類ヲもつて達て御頼申

上候所、^(マ)約束御下ケ被下難有仕合奉存候、然る上ハ向後
少しも不法之義仕間敷候、若シ右心得違ひ等も御座候
ハ、此者心まかせニ相成候共、私一切いらん申間敷候、
為後日組合加印一礼^(印)如て如件

岩木村名主表七組下

巳 与 七^(印)

三月七日 同村組合

長 五 郎^(印)

親類 彦 五 郎^(印)

加印 作 兵 衛^(印)

さん弟

松 之 助

最 上 院 様

御台所御役人様